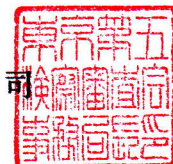


東五検審第 /03号

平成23年12月14日

様

東京第五檢察審査会事務局長 橋 村 博



### 檢察審査会行政文書不開示通知書

平成23年10月28日付け（同日受付）で申出のありました檢察審査会行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

#### 記

#### 1 開示しないこととした檢察審査会行政文書の名称

- (1) 2010年4月27日の第一回議決をした審査員（補充員含む）11名の生年月日一覧
- (2) 2010年9月14日の第二回議決をした審査員（補充員含む）11名の生年月日一覧
- (3) 第一回目議決を行った審査員平均年齢公表に際して平均年齢を34.27歳から34.55歳と言い換えた。その理由を就任時の年齢を一部使っていたためとしたが、開示申出書別紙1の1)③の生年月日一覧の、どの審査員・補充員の生年月日を取り違えたのかが分かる書面
- (4) 第二回目議決を行った審査員平均年齢の提示を以下の如く2度言いかえた理由を具体的に説明した書面
  - ・30.9歳を33.91歳に訂正した理由
  - ・34.55歳に訂正した理由

#### 2 開示しないこととした理由

1(1)から(4)までの各事項が記載された檢察審査会行政文書は、存在しない。